

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 30 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 柏 賢 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 13 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 577, 000 1, 261, 600	一括	315, 400	30, 860	6, 612
1	999, 000				
2	578, 000				
</					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町北船岡一丁目 |
| | 地 番 | 12 番 189 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 120.74 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町北船岡一丁目 12 番地 189 |
| | 家屋 番号 | 12 番 189 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 45.43 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月12日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町北船岡一丁目 |
| | 地 番 | 12 番 189 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 120.74 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町北船岡一丁目 12 番地 189 |
| | 家屋 番号 | 12 番 189 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 45.43 平方メートル |



令和8年(ケ)第 21 号
令和8年 3 月 9 日受理
令和8年 4 月 14 日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 柴田郡柴田町北船岡一丁目

地 番 12 番 189

地 目 宅地

地 積 120.74 平方メートル

2 所 在 柴田郡柴田町北船岡一丁目 12 番地 189

家屋 番号 12 番 189

種 類 店舗

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 45.43 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	柴田郡柴田町北船岡一丁目6番11号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 土地所有者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	本土地は、公図上、その南側及び北側で柴田郡柴田町が所有する地番4番151の公衆用道路(町道に認定されている)に接している。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を店舗(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本建物は、令和7年秋頃まで文房具店として使用されていた。 令和元年の台風の際、床上約30センチメートル程度浸水している。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者Bの 長男)	1 物件1土地は物件2建物の敷地としての使用以外に第三者に貸している 部分はありません。 2 去年(令和7年)秋頃まで、父Bが物件2建物を文房具店として使用して いました。 3 令和元年の台風の際に、床上約30センチメートル程度浸水しました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 8 年 3 月 11 日 (水) 10 : 00 — 10 : 10	物件所在地	物件確認
R 8 年 3 月 11 日 (水) 10 : 20 — 10 : 25	柴田町税務課	間取図申請(該当なし)
R 8 年 3 月 17 日 (火) 10 : 30 — 10 : 40	仙台法務局名取出張所	接道関係について全部事項証明書受領
R 8 年 3 月 19 日 (木) 15 : 30 — 15 : 50	仙台法務局	差押登記確認
R 8 年 3 月 19 日 (木)	執行官室(郵便)	期日通知
R 8 年 3 月 27 日 (金) 13 : 50 — 14 : 20	物件所在地	物件調査, 債務者兼所有者の長男 A と面談 占有関係調査, 写真撮影, 評価人同行

(特記事項)

☒ 令和 8 年 3 月 2 7 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

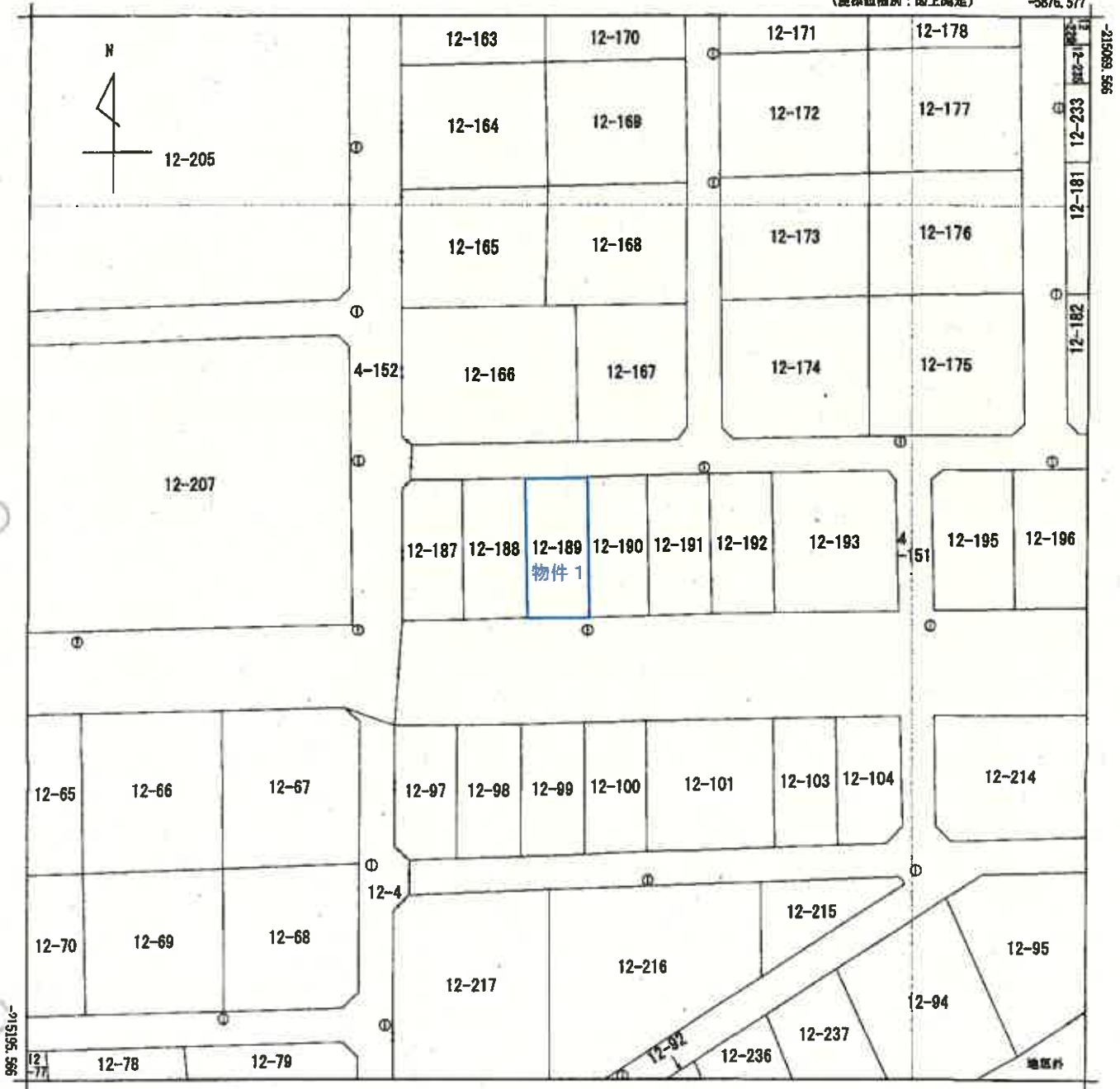
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：図上測定)

-5876.577



-6001.577 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
北船岡2丁目
北船岡1丁目

請求部	所在	柴田郡柴田町北船岡一丁目					地番	12番189				A 4判に縮小	
出縮力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図		
作成年月日	昭和61年11月				備付年月日(原図)	平成1年12月22日			補記事項				

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局大河原支局管轄)

令和8年1月30日

仙台法務局

請求番号：11-1

(1/1)

登記官

登記年月日：平成15年3月20日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局大河原支店蔵蔵)

令和8年1月30日 仙台法務局

登記官

(6 枚目)

建物図面
各階平面図

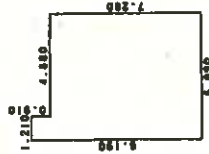
239498

各階平面図

家屋番号 12番189

建物の所在 柴田郡柴田町北船岡一丁目12番地189

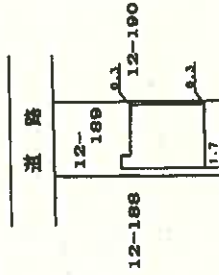
物件2



求 積 算

8.190 × 1.210 = 9.909900
7.280 × 4.880 = 35.526400

合 計 45.436300
床面積 45.43 ㎡



道 路

道 路



(目録巻12)

作 製 者

縮尺 1/250

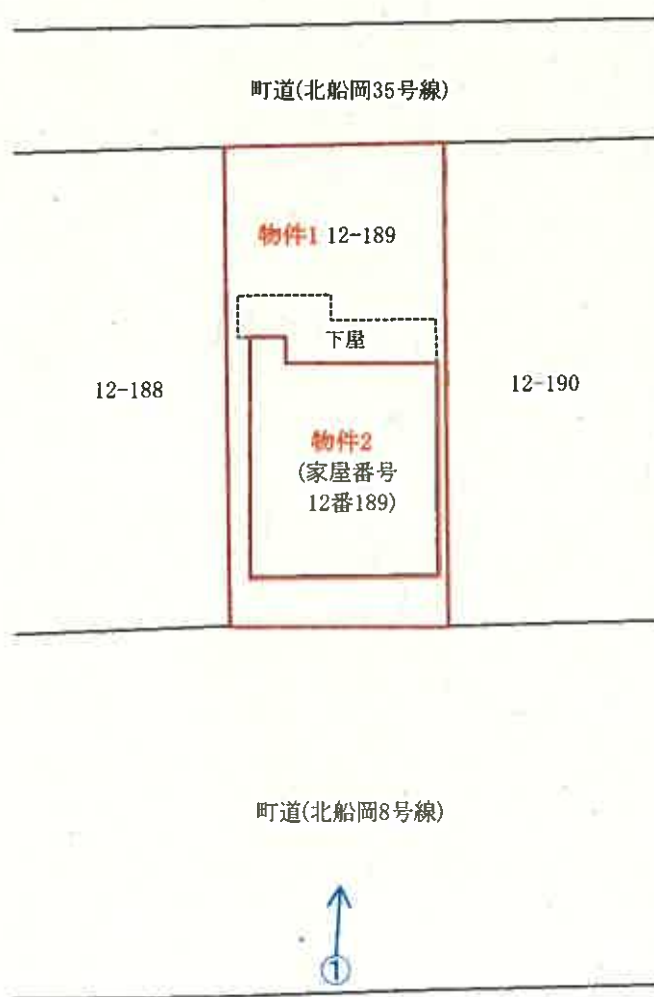
申 請 人

縮尺 1/500

A4判に縮小

平成15年3月20日登記

請求番号：11-2



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

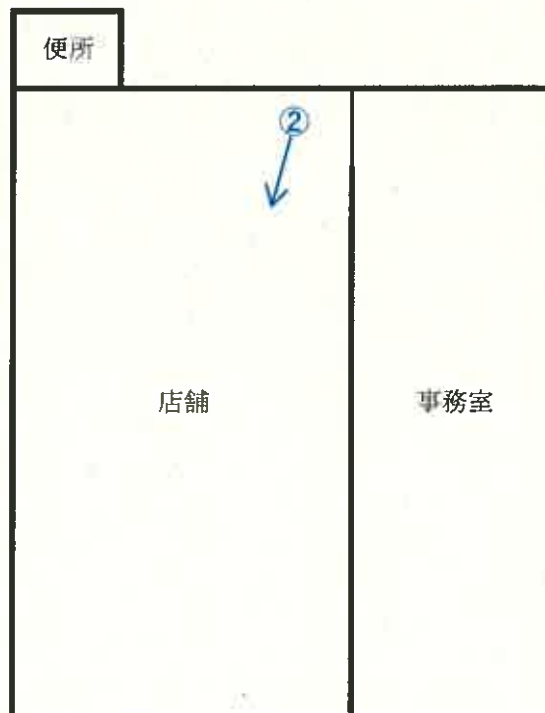
縮 尺

1 / 2 5 0

土地建物位置関係図

物件2

家屋番号 12番189



←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

建 物 間 取 図

写 真 1



写 真 2



令和 8 年（ケ）第 2 1 号

令和 8 年 3 月 2 7 日 現 地 調 査

令和 8 年 4 月 1 3 日 評 価

仙台地方裁判所 第 4 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

須 藤 智 哉

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,577,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 999,000 円
物件2(建物)	金 578,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR東北本線「船岡」駅の北西方・道路距離約1.1km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	本件不動産が存する近隣地域は、柴田町中心市街地北側、国道4号柴田バイパス背後に形成された住宅地域である。地域内には、低層の一般住宅を中心に、店舗・事務所等が混在している。なお、南側には一級河川「白石川」が流れており、令和元年東日本台風において大雨等による浸水被害が見られたエリアとなっている。 街路は、両側に歩道が整備された幅員約12mの舗装町道が配されている。配置の状況及び舗装の程度は普通。主な公共・便利施設との接近性として、柴田町役場まで約1.7km。学区内の町立船迫小学校まで約1.1km、町立船迫中学校まで約1.3kmとなっている。また、地域北側の国道沿いには各種飲食・小売店舗等が立地しており、大型商業施設「イオン船岡店」までは約400mとなっている。(以上、道路距離) 地域における標準的な画地としては、間口約14m・奥行約17m、規模240㎡程度の整形の中間画地で、標準的使用は低層の一般住宅の敷地と判定した。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
	建 蔽 率	指定 60%
	容 積 率	指定 200%
	防 火 規 制	無指定
	そ の 他 の 規 制	宅地造成及び特定盛土等規制法「宅地造成等工事規制区域」 柴田町景観条例「景観計画区域(大河原町・柴田町中心部地区)」
画 地 条 件	地 積	120.74㎡
	間 口 ・ 奥 行	約7.5m× 約16.5m
	形 状	長方形
	地 勢	平坦地
	街路接面状況	二方路
	街路との高低差	等高接面
	そ の 他	特になし
接 面 道 路 の 状 況	○南側 約12.2m、町道、舗装(有) ○北側 約4m、町道、舗装(有) いずれも建築基準法上：第42条1項1号道路	

土地の利用状況	物件2の建物敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	柴田町の「防災ハザードマップ」によると、周辺一帯は、大雨等による洪水時に想定される浸水深が0.5m～5m未満、及び、洪水氾濫による木造家屋の倒壊の恐れがある地域に指定されている。	

2 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号 12番189	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和44年月日不詳新築 57年 ほぼ満了している。
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
仕 様	外 壁	亜鉛メッキ鋼板
	天 井	合板等
	内 壁	合板等
	床	長尺塩ビシート等
	設 備	電気・給排水・衛生設備等
	そ の 他	鋼製シャッター
	(注)建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	45.43㎡	
現況用途等	現況用途 間取り	店舗 別添建物間取図の通り
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	①本物件は、文房具等の販売を行う店舗として利用されていたが、令和7年秋頃から営業は行われていない。 ②令和元年東日本台風において、床上30cm程度の浸水被害が生じている。 ③当該建物に公共下水道は接続されておらず、便所は汲取り式となっている。 (以上、所有者家族より確認) ④目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	33,300円/㎡	0.91	120.74㎡	0.70	2,561,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規(比)準をもとに査定)

地価調査 柴田(県)－3

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{規(比)準とした価格} \\ 34,000\text{円}/\text{㎡} & \times 100.0 / 100 & \times 100 / 100 & \times 100 / 102 & = 33,300\text{円}/\text{㎡} \\ & & & & (\text{百円未満四捨五入}) \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 特に格差は認められない。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件(幅員等) $\Delta 3$
 交通・接近条件(商業施設との接近性等) $\Delta 3$
 環境条件(居住環境等) $+10$
 行政的條件(用途地域等) $\Delta 1$
 相乗積 102% ($0.97 \times 0.97 \times 1.10 \times 0.99 \div 1.02$)

イ 個別格差 : 街路との接面関係(二方路) $+1$

画地規模(過小) $\Delta 10$

相乗積 91% ($1.01 \times 0.90 \div 0.91$)

ウ 地積 : 登記数量による

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態及び今後の建物解体費用等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	150,000円/㎡	45.43㎡	0.01	68,000円

ウ 現価率

経済的残存耐用年数はほぼ満了しており、保守管理の状況及び老朽化の程度等を総合的に勘案し、現価率を上記の通り査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	2,561,000円	1.00	0.35	法定地上権	896,000円

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,561,000円	－ 896,000円	1.00	1.00	0.60	999,000円
2	68,000円	＋896,000円	1.00	1.00	0.60	578,000円
一 括 価 格 (合 計)						1,577,000円

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地 柴田(県)－3

所 在 : 柴田郡柴田町西船迫三丁目2番85

価 格 : 34,000円/㎡

位 置 : JR東北本線「船岡」駅の北西方・道路距離約2.3km

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 258㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 南東側 6m 町道に接面

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
第二種低層住居専用地域(建蔽率50%、容積率80%)

地 域 の 概 要 : 中規模の一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図(地理院地図)
- 2 法第14条第1項地図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 柴田郡柴田町北船岡一丁目 |
| | 地 番 | 12番189 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 120.74平方メートル |
| 2 | 所 在 | 柴田郡柴田町北船岡一丁目12番地189 |
| | 家屋番号 | 12番189 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 45.43平方メートル |



GSI Maps



(座標値種別：国上測定)

-5876.577



-6001.577

(座標値種別：国上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaihciyououki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
北船岡
1丁目

請求部	所在	柴田郡柴田町北船岡一丁目				地番	12番189			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和61年11月			備付年月日(原図)	平成1年12月22日			補記事項		

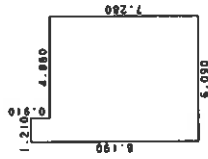
239498

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 12番189

建物の所在 柴田郡柴田町北船岡一丁目12番地189



求積表

8.190 x 1.210 =	9.909900
7.280 x 4.880 =	35.526400
合計	45.436300
床面積	45.43 ㎡

(記載単位)

作製者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500



町道(北船岡35号線)

物件1 12-189

下屋

12-188

12-190

物件2
(家屋番号
12番189)

町道(北船岡8号線)

縮 尺

1 / 2 5 0

土地建物位置関係図

物件2

家屋番号 1 2 番 1 8 9

